

社会福祉法人健祥会行動計画

社会福祉法人健祥会では、職員がその能力を発揮しながら仕事と生活の調和を図ることができるよう、働きやすい雇用環境整備を期して次の行動計画を策定する。

I 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日

II 内容

目標1：計画期間内に、男性職員の育児休暇制度(特別休暇)取得率を60%以上に
する

〈 実施方法 〉

- ・令和7年4月、令和8年4月
男性職員の育児休暇制度の取得状況の調査を行う。
- ・令和7年5月
柔軟な取得促進に向け、研修会及びグループウェアでの制度周知。

目標2：フルタイム労働者一人当たりの法定時間外労働及び法定休日労働の
合計時間数を2.8時間未満とする。

〈 実施方法 〉

- ・令和8年3月、令和9年3月
フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定
休日労働の合計時間数の調査の実施。
- ・職員各自がノー残業デーを設定。また、時間外労働が多い職員に対し
て個別に働きかけを行う。

目標3：従業員の心身の健康およびワーク・ライフ・バランスの向上を図る
ことを目的とした、休暇制度の導入

〈 実施方法 〉

- ・令和7年11月～ 休暇等制度の検討開始
- ・令和8年4月 休暇等制度の導入
- ・令和8年10月
職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図ることを目的とする研修
及びグループウェアでの制度周知。